


# — 海士町に暮らす人を応援します！ —

## 子育て支援条例

### 1. 結婚祝金

○受給資格	結婚後、海士町に在住し、引き続き定住の意志を持つ者		
	1組	100,000円	
提出書類：戸籍謄本			

### 2. すこやか祝金(出産祝金)

○受給資格	海士町に在住し、引き続き定住の意志を持つ者が出産した時			
	子どもの数	支給額		
	1人目	100,000円		
	2人目	200,000円 (2回に分割支給)		
	3人目	500,000円 (3回に分割支給)		
4人目以上	1,000,000円 (5回に分割支給)			
提出書類：扶養が確認できる健康保険証の写し				

### 3. 妊娠・出産、子どもの通院等に係る交通費等助成

○受給資格	海士町に在住し、引き続き定住の意志を持つ者		
	対象交通費	支給額	
	妊娠中の定期健診 (健診料助成)	1回当たりの交通費 島後 2,500円・隠岐島外 6,000円 宿泊費1泊 4,000円 (宿泊の領収書添付)	
		母子手帳交付時妊婦健診14回分助成	
	出産前の待機 宿泊費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レインボープラザ'宿泊費助成 妊産婦が出産前後にレインボープラザ'を5日以上連続して利用する場合は、本人に1泊1,000円を助成する。</li> <li>・レインボープラザ'以外の宿泊費助成(宿泊の領収書添付) 36週以降の妊産婦が出産時にレインボープラザ'以外の宿泊施設を利用する場合は本人に1泊2,000円を助成する。ただし、松江市内で出産する場合はレインボープラザ'の利用を優先する。 出産後続けて乳児が入院した場合の付添家族の宿泊費助成の場合は医療機関の領収書を添付。</li> </ul>	
18歳以下の子どもの 精密検査等に係る通院	1回当たりの交通費 (医療機関の領収書添付) 島後 2,500円・隠岐島外 6,000円 宿泊費1泊 4,000円 (宿泊の領収書添付) 医療機関に行く前に健康福祉課へ相談してください。		
○受給資格	不妊治療のための通院	1回当たりの交通費 (医療機関の領収書、通院証明書、宿泊の領収書添付) 島後 2,500円・隠岐島外 6,000円 宿泊費1泊 4,000円 (宿泊の領収書添付) 限度額：300,000円 医療機関に行く前に健康福祉課へ相談してください。 決定から1年経過後又は受診終了後の早いときに請求。	
○受給資格	町外出身の妊婦の里帰り出産	往復の交通費の実費 (高速代、ガソリン代等の領収書添付) 限度額：50,000円	

#### 4. 保育料軽減

○受給資格	保育所に第3子以降が入所したとき (保育所入所時に申請)	無 料
-------	---------------------------------	-----

#### 5. 転入児童生徒等奨励金

○受給資格	海士町に転入してきた児童生徒等で、引き続き定住の意志をもつ者	
	支 給 額	50,000円/人 (18歳以下の児童等で転入6ヶ月後に支給する。)

#### 6. 乳児医療

○受給資格	就学前の全乳幼児	
	0歳～就学前	上限額 入院2,000円、入院外1,000円

#### 7. チャイルドシート購入費助成

○受給資格	乳幼児を持つ保護者がチャイルドシートを購入したとき	
	対 象	支 給 額
	6歳未満児	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入金額（補助基準額上限額）の1/2補助</li> <li>補助基準額上限 40,000円</li> <li>乳幼児1人に対し1回限り（領収書添付）</li> </ul>

#### 8. 一般不妊治療費助成事業

○受給資格	婚姻している夫婦が一般不妊治療をうけたとき（医療機関の領収書添付）	
	対 象	支 給 額
	医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成対象 一般不妊治療に要した費用（不妊治療は自己負担金、人工授精は治療費の全額。ただし、文書料、個室料等は除く。）</li> <li>助成上限 治療を開始した日の属する月から12ヶ月ごとに30,000円</li> </ul>

#### ☆ 海士町頑張る子ども応援事業補助金 ☆

○受給資格	海士町在住の小・中・高校生	
	支 給 額	大会等
		練習試合
		10,000円/人 5,000円/人 ・学校行事以外の各種大会、コンクール、発表会、その他、教育長が認めるもの。

申し込み・お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ  
TEL 2-1823

[海士町頑張る子ども応援事業補助金については  
教育委員会地域共育課へ TEL 2-1221 ]

